

# 聖和女子学院高等学校 運動部活動に係る活動方針

## スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

## スポーツ庁 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月)

## 県教育委員会 長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン (平成30年10月)

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達  
の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動に  
おいて適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを  
実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

## 運動部活動に係る学校の実情等

### 【生徒や保護者、地域の実情】

- ・各部は、部の目標に応じて活動を行っており、生徒・保護者と目的を共有して活動している。
- ・部活動の実績 (全国九州レベル=バレーボール、体操、 県トップレベル=バドミントン、水泳)

### 【施設等の使用状況】

- ・基本的には、校内の施設を利用して活動しているが、グラウンドが狭く、屋外での活動、弓道部・ダンス部の活動が制限される。

### 【強化指定等】

バレーボール部、バドミントン部、体操部、個人で県市団体等から指定を受けた者。

### 【その他】

- ・ソフトテニス部・ダンス部・応援団・ハンドボール同好会等

## 本校の活動方針

### 【部活動のねらい】

- ・部活動の意義を踏まえつつ、生徒・保護者・同窓会の思いや地域の実情、各部の特性や競技レベル、強化指定等を考慮し、部活動  
の活性化を通した明るく活気のある学校づくりにつなげ、生徒がスポーツに親しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現  
できる資質や能力を身に付け、よりよく生きる社会人へと成長することを期待する。

### 【休養日及び活動時間】

- ・学期中は、週当たり1日以上以上の休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日 (毎月第3日曜日)  
に配慮する。
- ・1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、週当たり16時間を超えないことを目安とする。
- ・強化指定の部活動においては、部員数が多くグループごとの練習計画が必要なこと、上位大会進出による日程調整が必要なことに加  
えて地域や各種団体からの依頼が多く、日程調整が必要なこと、それに伴い怪我防止等の観点から適切な活動が必要なことから、校長  
の承認のもと上記に準じた設定とする。 ※活動時間は、身体的トレーニング効果が期待される主活動の時間

### 【活動計画立案及び提出と公開】

- ・部顧問は、4月中に対外試合予定を含む年間活動計画を作成する。また、月ごとの練習計画を対象月開始の5日前までに作成する。  
また、翌月の5日までに活動報告 (計画書に追記) を行う。

### 【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・部顧問は、計画的に研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。
- ・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。また、社会体育団体への参加と学校部活動の明確な区別をつける。
- ・保護者には、部保護者会等を通じて部活動の情報提供を行う。

### 【熱中症等の事故防止について】

- ・活動場所の室内外を問わず、「熱中症は知識で防げる」という観点から、顧問、生徒共に熱中症に対する知識を深め、気象庁等  
の情報や熱中症計などを活用し、WBGTに応じた活動を行う。

### 【生徒のニーズを踏まえた運動部設置】

- ・運動部以外の生徒などに総合運動クラブでの活動を勧め、健康の保持増進や体力の向上とともに運動への意欲を高め、生涯にわ  
たって豊かなスポーツライフの実現に向けて定期的な活動を行う。

## 聖和女子学院中学校 運動部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>部活動は、生徒の自主性や個性を伸長させる上で重要な役目を果たしており、学年を超えた好ましい人間関係を築く絶好の機会でもある。その意義を積極的に評価しながら、本校の教育方針を踏まえ、「各自に与えられた能力を最大限に伸ばす」、「学校生活で自立と責任感を培う」という観点に立ち、以下の方針を掲げる。</p> <p>①知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む べく、学習活動と部活動との両立を図る。</p> <p>②部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。</p> <p>③部活動の運営に当たっては、顧問やコーチの指導の 下、安全の確保を行う。</p>
<p>休養日等の設定方針</p>	<p>①学期中は、週当たり原則2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、その確保ができない場合は、他の日に振り替える）。</p> <p>②長期休業中の休養日の設定についても、「①」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> <p>③下校時刻18時30分(冬季は18時)を過ぎて活動を行う場合は、担当教員が「部活動練習時間延長許可願」を事前提出する。ただし、その場合の完全下校時刻を最大19時とする。なお、定期考査一週間前及び考査中の活動は原則禁止。ただし、公式戦が期間中もしくは直後にあり参加する場合は、校長の了承を経て、その活動を認める。</p> <p>④1日の活動時間は、原則長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日・祝日・長期休業日中は3時間程度とし、できるだけ時間内に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。</p>
<p>設置されている運動部活動名</p>	<p>ソフトテニス部、バドミントン部、バレーボール部、体操部、ダンス部、弓道同好会</p>
<p>活動計画</p>	<p>部顧問は、4月中に対外試合を含む年間活動計画を作成する。また、月ごとの練習計画を対象月開始の5日前までに作成する。</p>

# 聖和女子学院中学校・高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化庁 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）	
・スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動内容を評価することは難しいが、いかなる活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら活動するものである。	
県教育委員会 長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン（平成30年10月）	
・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動に於いて適切な休養日及び活動時間を設定すること。	
・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活をおくることができるようにすること。	
・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連をはかり、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。	
・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。	
・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。	

文化部活動に係る学校の実情等	
<b>【生徒や保護者、地域の実情】</b>	
・各部は、部の目標に応じて活動を行っており、生徒・保護者と目的を共有して活動している。	
・部活動の実績（全国・九州レベル＝コーラス、ワープロ、書道、写真(部)、 ・県トップレベル＝インターアクト(部)	
<b>【施設等の使用状況】</b>	
・基本的には、校内の施設を利用して活動している。	
<b>【学校が推進する部活等】</b>	
コーラス部、宗教部。	
<b>【その他】</b>	
・図書部、華道部、茶道部、美術部、放送部、英会話部、文芸部(部)、調理部(部)、演劇部(部)、吹奏楽同好会等	

本校の活動方針	
<b>【部活動のねらい】</b>	
・部活動の意義を踏まえつつ、生徒・保護者・同窓会の思いや地域の実情、各部の特性や大会レベル、強化レベル等を考慮し、部活動の活性化を通じた明るく活気のある学校づくりにつなげ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するだけでなく異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解等ができる有意義な教育活動の場となることを期待する。	
<b>【休養日及び活動時間】</b>	
・学期中は、週当たり1日（中学は2日）以上の休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）に配慮する。	
・1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、週当たり16時間を超えないことを目安とする。	
・推進する部活動においては、部員数が多くパートごとの練習計画が必要なこと、上位大会進出による日程調整が必要なことに加えて、地域や各種団体からの依頼が多く、日程調整が必要なこと、生徒の部活動時間管理の観点を考慮した上で、校長の承認のもと上記に準じた設定とする。	
<b>【活動計画立案及び提出と公開】</b>	
・部顧問は、4月中に対外演奏会やコンクール・競技会を含む年間活動計画を作成する。また、月ごとの練習計画を対象月開始の5日前までに作成する。また、翌月の5日までに活動報告（計画書に追記）を行う。	
<b>【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】</b>	
・部顧問は、計画的に研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。	
・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。また、社会教育団体への参加と学校部活動の明確な区別をつける。	
・保護者には、部保護者会等を通じて部活動の情報提供を行う。	
<b>【練習環境の整備について】</b>	
・活動場所の室内外を問わず、熱中症や感染症等に配慮し、気象庁等の情報や温度計などを活用し、健康に配慮した活動を行う。	
<b>【生徒のニーズを踏まえた文化部設置】</b>	
・文化部以外の生徒にも個人的な習い事や各種教室等での活動を認め、生徒が芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向のみでなくレクリエーション志向でも行う活動、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになることを期待し、文化芸術的な資質や能力を身に付ける活動を推進する。	